

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在（負傷当時）の会社Cに雇用され、会社Dに派遣され、溶接工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、角パイプの切断面で右手首を切り負傷した。

請求人は受傷当日、G病院に受診し「右前腕挫滅創」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、監督署長が認定した障害等級に不服があるとして再審査を求めているので、以下に検討する。

(2) 請求人に残存する障害についての医学的見解を見ると、E医師は、平成〇年〇月〇日付けの審理調書において、正中神経領域の神経障害について、要旨、「当初は、基礎疾患で手根管症候群様の状態であって、今回の労災事故により二次的に発症したと考えたが、神経伝導検査で異常がなかったため、この考え方は否定された。労災事故による受傷・手術部位は橈骨神経だけで、移植神経の採取部位も右肘内側部であり、正中神経に関わる部位ではないことから、正中神経領域知覚障害は労災外である。残存する神経障害は、橈骨神経の知覚低下と受傷部のティネル兆候による叩打痛である。このティネルの程度については、本人の感じ方次第のため、一概には表現し難いが、就労への影響の視点でいうと、軽作業は可能である。」と述べている。

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「当該外傷は、右手関節橈側での切創であり、橈骨神経浅枝と長母指外転筋が損傷され、その後、右肘部から神経損傷部への神経移植術が行われ、その結果神経機能の回復により疼痛は軽減した。橈骨神経浅枝の支配領域には知覚低下が残存していると考えて良い。即ち、右手背橈側の知覚低下と神経損傷部のティネルは、当該外傷に遺残した神経障害であると考えられる。」と意見し、右手正中神経領域の神経症状について、要旨、「提出された右手の単純エックス線所見では、平成〇年〇月〇日の受傷直後と比較して平成〇年〇月〇日に明かな骨萎縮が存在するとは言えないので、当該正中神経領域の神経障害が当該外傷に起因するものとは考えられない。」と意見している。

(3) 上記のとおり、E 医師及びF 医師は、橈骨神経浅枝領域の知覚障害及び手関節橈側断端のティネル兆候による叩打痛の残存を認めているが、正中神経領域の知覚障害については、当該外傷に起因することが明確に認められず、不明であると意見している。当審査会としても、本件一件記録を精査したが、本件災害によるものと認めるに足る客観的資料は見いだせず、本件災害により生じたものとは認められないと判断する。

一方、請求人の自訴としての神経障害については、当審査会としても、本件災害により遺残した神経障害であると考えられるとするF 医師の意見を妥当と判断するところ、決定書理由第2の2(2)イに説示のとおり、請求人に残存する障害は「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。

なお、右手関節及び右手指各関節の機能障害、受傷部の醜状障害は、決定書理由第2の2(2)ウに説示のとおり、障害等級には該当しないと判断する。

また、請求代理人は、意見書により障害等級5級を主張しているが、同意見書には当該障害等級の認定の基準に該当する症状の所見がなく、障害等級第14級を超えると判断できる他の所見もないことから当審査会として採用はできないものである。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。